

厚木市子育てのための施設等利用給付認定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）並びに厚木市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年厚木市規則第36号）の規定に基づき、子育てのための施設等利用給付認定（以下「施設等利用給付認定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、支援法、府令及び児福法において使用する用語の例による。

(施設等利用給付認定の申請)

第3条 支援法第30条の5第1項の規定に基づき、小学校就学前子どもの保護者（以下「保護者」という。）は、施設等利用給付認定を受けようとするときは、その小学校就学前子どもごとに、次条に規定する資格を有すること及び同法第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を市長に申請しなければならない。

(施設等利用給付認定の資格)

第4条 支援法第30条の5第1項の規定により施設等利用給付認定を受ける資格は、府令第1条の5各号に掲げる保育を必要とする事由のいずれかに該当するものとする。

2 支援法第30条の4第3号に掲げる保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 保護者 支援法第6条第2項に規定する者をいう。

(2) 当該保護者と同一の世帯に属する者 小学校就学前子どもと生計を一にしている扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）をいう。

(認定期間)

第5条 施設等利用給付認定の期間は、府令第28条の5第1号及び第2号に掲げる期間とする。ただし、前条に規定する事由に該当しなくなった場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、当該各号に定める施設等利用給付認定の期間とする。

(1) 府令第1条の5第2号に掲げる事由 次に掲げる期間のうち、いずれか短い期間

ア 前項に規定する期間

イ 出産前後、おおむね8週間（ただし、出産後については、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間とし、多胎妊娠の場合における産前期間にあつては、14週間とする。）

(2) 府令第1条の5第6号に掲げる事由 次に掲げる期間のうち、いずれか短い期間

ア 前項に規定する期間

イ 認定の起算日から2月を経過する日が属する月の末日までの期間

(3) 府令第1条の5第7号に掲げる事由 次に掲げる期間のうち、いずれか短い期間

ア 前項に規定する期間

イ 保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間

(4) 府令第1条の5第9号に掲げる事由 次に掲げる期間のうち、いずれか短い期間

- ア 保護者の育児休業期間の終了予定日が属する月の末日までの期間
 - イ 次に掲げる子どもの在籍の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
 - (ア) 小学校就学前の子どもが特定子ども・子育て支援施設等を利用し、育児休業の取得時において、当該子どもが4歳未満児のクラスに在籍している場合 当該育児休業に係る子どもが満1歳になる月の末日までの期間。ただし、当該育児休業に係る子どもが満1歳になる月の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用申込みが入所保留となった場合にあっては、翌年度4月末日までの期間
 - (イ) 小学校就学前の子どもが特定子ども・子育て支援施設等を利用し、育児休業の取得時において、当該子どもが4歳以上児のクラスに在籍している場合 当該特定子ども・子育て支援施設等の利用終了までの期間
- 3 前2項の規定にかかわらず、支援法第30条の9第1項に規定する施設等利用給付認定の取消しに該当する場合の期間は、取消日までとする。
- (結果等の通知)
- 第6条 市長は、第3条の規定による申請について、施設等利用給付認定を行ったときは、支援法第30条の5第3項に規定する通知を行うものとし、保護者が第4条に規定する資格を有すると認められないときは、同条第4項に規定する通知を行うものとする。
- 2 市長は、支援法第30条の9第1項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行ったときは、当該保護者に同条第2項に規定する通知を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱施行前においても行うことができる。